

2

訴訟に関わる人々

第1. 裁判所 論 旧H6-1

1. 意義

(1) 基本的意義

- ・刑事事件について審理・裁判する権限（刑事裁判権）を行使する主体のこと
- ・一人又は複数の裁判官（あるいは裁判員）によって構成される
- ・起訴されるに至った事件の審判を担当する裁判所のことを特に「受訴裁判所」という

(2) 補足

「裁判所」という言葉は複数の意味で用いられる（文脈によって意味が変わる）

ア 官署としての裁判所

国が設置する公的機関（役所）としての裁判所を意味する

ex. 「裁判所の経費は、独立して、国の予算にこれを計上しなければならない」（裁判所法83 I）

イ 官庁としての裁判所

一定の権限を行使する主体としての裁判所を意味し、その権限の内容によって次の2つに区別される

(ア) 訴訟法上の意義における裁判所

刑事裁判権を行使する主体としての裁判所のこと（＝上記(1)）

ex. 「裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない」（271 I）

(イ) 国法上の意義における裁判所

司法行政権（職員の配置・監督や会計等に関する権限）を行使する主体としての裁判所のこと

ex. 「最高裁判所は、最高裁判所の職員並びに下級裁判所及びその職員を監督する」（裁判所法80①）

☑ 「国法上の意義における裁判所」との表現は、官署としての裁判所と司法行政権の行使主体たる裁判所を包括する概念として用いられることもある

2. 裁判所の組織

最高裁判所と下級裁判所（憲76 I）

下級裁判所には、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所がある（裁判所法2 I）

→裁判所ごとに審判し得る事件が異なる（管轄、2条以下）

3. 公平な裁判所

(1) 意義

裁判は適正であるとともに、両当事者にとって公平でなければならない（憲37 I、「被告人は、公平な裁判所の……裁判を受ける権利を有する」）

→「公平な裁判所」とは、その組織・構成からみて偏頗な裁判をするおそれのない裁判所をいう（最判昭23.5.5）

(2) 除斥・忌避・回避

ア 除斥

不公平な裁判をするおそれが推認される法定の事由があるときに、裁判官を職務から当然に排除する制度（20）

除斥事由のある裁判官は、当然に職務の執行から排除される

イ 忌避

不公平な裁判をするおそれがあるときに、当事者の申立てにより、裁判官を職務の執行から排除する制度（21）

忌避理由は、除斥事由があること、又は不公平な裁判をするおそれがあること（21）

ウ 回避

自己に忌避の原因があると思料する裁判官が自ら職務の執行から退く制度（規13）

☑ 訴訟手続内における審理の方法、態度はそれだけでは忌避の理由とならない（最決昭48.10.8【百選 A 24】）

4. 裁判員制度

(1) 意義

国民の中から選任された「裁判員」が、裁判官とともに第一審の公判手続に参与する制度

(2) 対象事件（裁判員法 2 I）

ア 死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係る事件

イ 一定の重大事件で、故意の犯罪行為により人を死亡させたもの

(3) 裁判員の権限（裁判員法 6） 司H23-31[21]-イ

ア 有罪・無罪の判決を下すための事実の認定、法令の適用、刑の量定
→裁判官と裁判員の合議によって行う

イ 法令の解釈、訴訟手続に関する判断
→裁判官の合議による（裁判員は参与しない）